

**平成 2 1 年度**

**第 3 回杉並区まちづくり景観審議会  
議 事 録**

**平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日 (木)**

議 事 録

|      |        |  |                    |
|------|--------|--|--------------------|
| 会議名  |        | 平成21年度第3回杉並区まちづくり景観審議会   |                    |
| 日時   |        | 平成21(2009)年12月10日(木)午前10時~11時18分   |                    |
| 出席者  | 委員     | 学識経験者  | 高見澤、倉田、鈴木、河野、日置、田邊 |
|      |        | 区民委員   | 大倉、樋口、松本           |
|      | 説明者(区) | 都市整備部 都市整備部長、まちづくり担当部長、土木担当部長、<br>都市計画課長、まちづくり推進課長   |                    |
| 傍聴者  | 申請     | 0名   |                    |
|      | 結果     | 0名   |                    |
| 配布資料 |        | <p>平成21年度第3回まちづくり景観審議会次第<br/>配布資料一覧</p> <p>東京都市計画図(平成21年8月現在) (総合資料4)<br/>都市計画施設図(平成21年7月現在) (総合資料5)<br/>杉並区景観計画(案)等に対する区民等の意見について<br/>(まちづくり景観審議会資料1)<br/>杉並区景観計画(案) (まちづくり景観審議会資料2)<br/>杉並区景観色彩ガイドライン(案)(まちづくり景観審議会資料3)<br/>杉並区大規模建築物景観形成指針(案)<br/>(まちづくり景観審議会資料4)<br/>杉並区公共施設景観形成指針(案)(まちづくり景観審議会資料5)</p> |                    |
| 議事次第 |        | <p>1 杉並区景観計画(案)(審議)<br/>2 杉並区大規模建築物景観形成指針(案)(審議)<br/>3 杉並区公共施設景観形成指針(案)(審議)</p>  |                    |

平成 21 年度第 3 回杉並区まちづくり景観審議会

まちづくり推進課長 定刻より少し前ではございますが、委員の皆さんおそろいでございますので、平成 21 年度第 3 回杉並区まちづくり景観審議会の開催をお願いいたします。

本日の杉並区まちづくり景観審議会につきましては、委員から所用のため欠席をする旨のご連絡をいただいております。したがって、杉並区まちづくり景観審議会委員 10 名のうち 9 名の委員の方が出席されてございますので、平成 21 年度第 3 回杉並区まちづくり景観審議会は有効に成立しております。

会 長 ありがとうございます。それでは、今のようなことですので、ただいまから平成 21 年度第 3 回杉並区まちづくり景観審議会を開催いたします。

最初に、傍聴のことはいかがでしょうか。

まちづくり推進課長 今日は傍聴の方はいらっしゃいません。

会 長 わかりました。もし途中で見えればそう言っていただいて、途中からも入れるということですよ。

まちづくり推進課長 はい、そういうことでございます。

会 長 わかりました。

それでは、今日の議題について事務局から宣言をお願いいたします。

まちづくり推進課長 本日の議題は、杉並区景観計画（案）杉並区大規模建築物景観形成指針（案）及び杉並区公共施設景観形成指針（案）の意見聴取でございます。

杉並区景観条例第 9 条第 1 項、第 15 条第 2 項、第 21 条及び杉並区まちづくり景観審議会条例第 2 条第 1 項第 2 号に基づきまして区長から諮問されておりますので、ご審議をお願いいたします。

資料につきましては、お手元の次第の裏に記載してございます「配布資料一覧」の内容となっております。説明に入らせていただく前に、ご確認をお願いいたします。

なお、総合資料 4「東京都市計画図」及び総合資料 5「都市計画施設図」をそれぞれ平成 21 年 8 月、7 月に改定いたしました。最新のものをご用意いたしましたので、後ほどご覧いただければと思います。

以上でございます。

会 長 では、資料等のことはよろしいでしょうか。地図もご覧いただくという前

提で、ここへ入れていってくだされば、次回以降も使用するということですね。もしお持ち帰りになりたい、あるいは別に必要な場合は後でおっしゃってください。

それでは、今日の審議でございますけれども、12時には終わるという前提であります。

それで、条例上の取り扱いというか、その事柄が出ている条文が違っておりますので、今宣言していただいた3つの議案を大きく2つに分けて説明、審議をして、そして、まとめてそれぞれについて答申、これでどうかという諮問ですので、特に異議がないということであれば、そのように答申するし、さらにこういう点は留意してもらいたいということであれば、そのように答申すると。ただ、答申でありまして、あと都市計画審議会とか、議会とか、今後並行して手続きがあつて、それぞれ議決というよりは、意見があれば意見を付して戻してもらおうという受けとめ方でよろしいですね。

まちづくり推進課長 今後、景観法上では都市計画審議会にはご意見を聴かなければいけないという手続きがございますので、ご意見をお聴きして、また必要な修正をする。議会のほうにつきましては、ご意見はもちろん承りますが、ご意見をお聴きするというよりは、手続き的にはご報告をするということで進めるようになると思っております。

会 長 では、附帯的な意見が付く、付かないにかかわらず、そういう幾つかの並行審議があつて、今年度中あたりに区長の名で、区長の責任、権限において公示というか、公告というか、そういうものに今日ご説明いただくものになっていくわけですね。

まちづくり推進課長 そういうことでございます。

会 長 わかりました。そんなぐあいにご理解をいただけたらと思います。

それで、前半は景観計画（案）をその後の前回以降のことも含めて中身にも触れていただき、後半で大規模建築物の指針と公共施設の指針をまとめてご報告、審議をいただくということになると思います。

それでは、前半の景観計画（案）についてお願いいたします。

まちづくり推進課長 では、景観計画（案）などのご説明をさせていただきます。

それでは、まちづくり景観審議会資料1の「杉並区景観計画（案）等に対する区民等の意見について」に基づきまして、委員の皆様からいただき

ましたご意見や、区の制度でパブリックコメントという意見聴取手続きを  
やりましたので、その際のご意見と対応についてご報告をした上で、その  
後、景観計画（案）につきましてご説明をさせていただきたいと思いを  
ます。

また、本計画（案）の色彩の基準につきましては、「杉並区景観色彩ガイ  
ドライン」を作っております。そちらの案もあわせてご説明をさせてい  
ただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、資料1の「杉並区景観計画（案）等に対する区民等の  
意見について」をご覧くださいければと思います。

こちらにつきましては、まちづくり景観審議会の委員の皆様や区民の皆  
様からご意見をいただきましたので、そちらをまとめまして対応について  
報告をしているものでございます。

まず、意見提出手続きでございますが、今年の7月にまちづくり景観審  
議会で案をご覧くださいまして、ご意見を承りました。その後、紙で提出  
をしていただけるように意見募集を委員の皆様にさせていただき、さらに  
8月に景観専門部会を開きまして、その委員の皆様からご意見をいただき  
ました。その後、一定の修正をいたしまして、今年の10月1日から25日  
にかけて区民等の意見提出手続き、いわゆるパブリックコメントを  
実施いたしまして、その時期と同時期に住民説明会を開催いたしました。  
住民説明会につきましては、景観法にあります公聴会等の規定に基づきま  
して行ったものでございます。一連の手続きの中で、ご意見をいただいた  
ものについてご報告申し上げます。

2項目でございますが、まず、まちづくり景観審議会の委員の皆様から  
の意見と考え方でございますが、主な意見といたしまして、地域別の景観  
特性に地域の歴史などの背景を丁寧に表現する、あるいは色彩基準などの  
制限の拡大等のご意見をいただきました。対応といたしまして、後ほど景  
観計画（案）の中で改めてご説明申し上げますが、地域別の景観特性など  
を7月の段階に比べますと項目を大幅に増やしまして加筆をしてございま  
す。そのほか、ご指摘をいただきました文言等を修正してございます。

次に、区民の皆様からのご意見でございます。区民意見提出手続き、住  
民説明会などで、まとめまして48件ほどのご意見をいただいております。  
計画自体はこれで進めていって欲しいというようなご意見がある中で、緑  
化の推進や井草川の遊歩道などを重点的に景観づくりをして欲しい、ある

いは電柱の地中化を進めて欲しいなどのご意見が出ておりました。今回、さまざまなご意見をいただいたわけですが、具体的な計画の修正といたしましては、区北部の井草川が流れている地域を遊歩道として整備してあるわけですが、井草川遊歩道を景観重要公共施設ということで、改めて追加をしてございます。

前段の本審議会の委員の皆様からいただいたご意見と考え方につきましては、別紙1でございます。それから、修正の有無で印を付けてございます。

それから、別紙2が区民意見の手続きに沿って出させていただきましたご意見でございます。こちらにも意見の概要と区の考え方、それから修正の有無で印を付けてございます。それぞれ項目が多いので、中身につきましては後ほどご覧いただくということでよろしくお願いたします。

そして、1枚目の資料で、最後に今後のスケジュールをお示ししてございます。先ほども若干ご説明申し上げましたが、このまちづくり景観審議会でご意見を承りまして、必要な修正をした上で、年明けの1月に景観法に基づきまして都市計画審議会に諮問させていただいて、ご意見を承る予定でございます。それを経た上で、景観計画の決定及び議会へのご報告を2月以降にした上で、景観計画を区民の皆様にご決定したものとしてお示しするのは、4月に告示をさせていただきまして、2カ月間の周知期間を経た上で、6月の運用開始を目指していきたいと考えてございます。スケジュールにつきましては以上でございます。

では、景観計画(案)本体のご説明をさせていただきたいと存じます。まちづくり景観審議会資料2として、「杉並区景観計画(案)」をお送りさせていただいておりますので、そちらをご覧いただければと思います。

こちらにつきましては7月にご覧いただきまして、修正をしてございますので、景観計画(案)の主なポイントと修正をした箇所の概要をご説明させていただきたいと思っております。

それでは、まず、2枚ほどおめくりいただきまして、目次をご覧いただければと思います。目次のほうはページ数は変わってございますが、項目的には当時と特には変わってございません。序章から始まりまして、4章、資料編までで構成をしてございます。

それから、次の1ページ目をお開きください。序章でございますが、「は

じめに」ということで、計画の目的、あるいは計画の位置づけを記述して  
ございます。目的につきましては「区民、事業者、区の協力のもとに、良  
好な景観を保全し創出することにより、区民が創る『みどりの都市』杉並  
を実現するために具体的な施策を示す」というふうにしてございます。計  
画の位置づけは、景観計画を中心に配置いたしまして、図式にしてござい  
ますが、景観法と杉並区景観条例に基づいた法定の計画ということで位置  
づけてございます。こちらにつきましては特に修正はしてございません。

次の3ページをお開きください。景観計画の構成という図を中心にフ  
ロー図を示してございます。こちらにつきましては、構成図の位置が7月  
の段階ではかなり後ろにございましたが、前あったほうがわかりやすいと  
いうご指摘がございまして、前に移動してございます。それから、フロー  
図につきましては、これも位置は変えてございますが、中身については特  
に変えてはございません。

次に、5ページをお開きください。5ページにつきましては、景観計画  
の区域の記述でございます。区内全域を景観計画区域として定めてござい  
ますが、こちらにつきましては特に変更はございません。

次に、景観計画の景観づくり区域図、図-1、6ページをお開きくださ  
い。こちらにつきましては修正をしてございまして、まず、地図の上のほ  
うでございますが、杉並歩行者道第1号線という、上井草駅の南側から妙  
正寺公園に至る歩道が設置されてございます。こちらは地元での住民説明  
会などで景観上重視して欲しいというご意見がございましたので、今回、  
景観重要公共施設として位置づけましたものですから、地図上で追加をし  
てございます。

それから、全体の中では、中央部で善福寺川緑地、それから和田堀公園、  
善福寺川沿いに2つ公園がございまして、こちらにつきましても、区内での  
貴重なみどり、公園で景観上重要だということで、景観重要公共施設に位  
置づけて追加をしてございます。さらに、右下でございまして、地区計画  
あるいは沿道地区計画などの印の記述を追加して、地区計画区域などをわ  
かるように追加をしてございます。

図1につきましては、以上のような修正をした上で載せてございます。

次の7ページをご覧ください。7ページにつきましては、  
将来像ということで、「みどり豊かな美しい住宅都市、『杉並百年の景』」と

してございます。こちらにつきましては特に修正はしてございません。

そして、8ページをご覧ください。基本理念を4つ挙げてございます。こちらにつきましても特に修正をしてございません。

次に、10ページをご覧ください。「杉並区の景観特性と課題」という項目で、宅地利用比率のグラフを前回お示しさせていただきました。その際に、農地などが杉並区にないというご指摘がございまして、改めて確認をしたところ、土地利用比率をまずお示した上で、その土地利用の中での宅地利用ということで、23区を比較するような扱いにさせていただいてございます。

したがって、まず10ページのほうで土地利用、区内の土地利用全体をお示ししてございます。その中で69.5%が宅地利用となっております。その69.5%の宅地利用の中の比率として、住宅、公共、商業などでまた分けたものが11ページのグラフになってございます。それを23区で比較して、宅地利用の中で特に住宅比率が杉並区は多いということで示させていただいているものでございます。したがって、10ページの土地利用比率が追加をしたものでございます。

それから、少し飛ばさせていただきます。19ページをご覧ください。19ページを閲覧いただければと思います。

19ページからは、各区域、ゾーン別に特徴や、そのまちづくりの方向性などを示すような記述を、前回に比べますとかなり内容を加えてございます。ゾーンの特徴として、地形や歴史などを各ゾーン別で記述をするとともに、(2)で景観まちづくりの方向性として、後半の計画の中で住宅地、駅周辺などで、94ページ以降で方向性を示してございますので、その辺とのつながりを示してございます。

それから、次の20ページをお開きください。20ページでは、地域内での主な景観要素ということで、さまざまな写真などを追加させていただきました。事業者や区民の皆様身近な地域の中でどのようなものがあるかというようなことを認識していただくためにも、写真を多く盛り込むようにというご意見がございましたので、写真を盛り込んでみたものでございます。それが各地域ごと、ゾーンごとに続いてございます。主な資源を挙げてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

少し飛ばさせていただきます。79ページをご覧ください。



景観法を活用した景観づくりということで、こちらから届出に関するさまざまな基準を示してございます。ここは特に変更したものはございません。

83 ページをご覧ください。83 ページで、景観形成重点地区におけますイメージを記述してございます。イメージ図については重点地区についても追加があったほうが良いというご意見がありまして、今回、善福寺川をイメージいたしまして、ご覧のようなイメージ図を追加いたしました。

それから、84 ページをごらんください。84 ページからは、行為の制限に関する事項を挙げてございますが、その中ほどの届出行為のところには色彩の変更の記述がございまして、色彩の変更の際に届出をしていただくわけですが、既存の建物などで既に基準に適合していない建物につきましては、同色の塗り替えができないので届出を改めてしていただきますということで追加をしております。括弧書きの部分でございます。

少し飛びまして、98 ページをご覧ください。商業系の区域につきましてもの記述でございますが、商業系の区域の部分がわかりにくいということがございまして、区域の記述を詳しくしてございます。「住宅地の中にあり商店が並んでいる景観をつくりだしている区域」、こちらを追加してございます。

それから、107 ページをご覧ください。107 ページは、市街地特性区域図を記載してございます。こちらにつきましても少し細かいのでございますが、7月のときと比べますと、今の商業などの区域を改めて色を塗り替えるなどの作業をしております。また、凡例なども少し大きく、わかりやすく記述をしておりますし、駅周辺の商店街をはっきりわかるように示してございます。

次に、110 ページをご覧ください。110 ページは、公共施設で特に景観重要公共施設を指定するものを記述してございます。先ほど申し上げましたが、110 ページでは杉並歩行者道第1号線（井草川遊歩道）を追加してございます。現在、井草川自体は遊歩道ということで上が歩けるようになってございますので、その周辺、歩道のみどりも豊富できれいですので、ぜひ守っていききたいということで区としても取り組んでまいりますし、地域の皆様にもそれを意識してまちづくりに取り組んでいただきたいということで、景観重要公共施設に指定してございます。

そして、111 ページに善福寺川緑地と、112 ページに和田堀公園を追加してございます。こちら、区内の公園の中でも善福寺公園に並びまして、善福寺川沿いに区民に親しまれているみどり豊かな公園があるということで、公共施設として指定をさせていただくようにしてございます。こちらにつきましては現在も東京都と若干調整をしているところでございますが、区としてはぜひ指定をしたいということで、今調整をしているところでございます。

それから、少し飛びまして、115 ページをご覧ください。こちらは「景観施策の展開」ということで、景観形成指針の策定などを書いてございます。こちらにつきましては特に修正を加えたところはありません。

少し飛びまして、136 ページをご覧ください。第4章として「景観施策の推進に向けて」ということで最後のまとめてございます。こちらにつきましても特に修正を加えたところはありません。

次の 137 ページでございますが、資料編でございます。こちらの中で修正をした部分が 149 ページでございます。149 ページの上段に「商店街の連続感のあるデザイン」ということで、記述の中に「店舗ファサードの構成要素」でショーウィンドウなどを例示として挙げさせていただいておりましたが、「オーニング」というご意見がありましたので、「オーニング」というのも記述を加えてございます。

それから、150 ページでございます。150 ページの中で、「付属物の位置やデザインを工夫します」ということで、自動販売機の記述を加えてございます。そして、色彩については、「過度に目立たせず、まちなみに調和した色彩とします」ということで、自動販売機につきましても一定の配慮をしていただくように記述をしてございます。

そして、最後のページになりますが、153 ページをご覧ください。「杉並区景観条例及び杉並区景観計画等策定組織」ということで、これまでの経過や係わっていた組織などについて追加をしたほうが良いというご意見がございましたので、組織などを追加させていただきました。

景観計画（案）の主なポイントと修正点につきましては以上でございます。

続きまして、資料3の「杉並区景観色彩ガイドライン」、緑色の冊子をご覧ください。こちらにつきましては、今回、冊子としては

諮問の対象ではございませんが、景観計画の色彩基準を視覚的にわかるようにということで作成をしているもので、景観計画の附属物という認識でございますので、前回に引き続き、今回も示させていただいております。

1ページ目をお開きください。「はじめに」ということで、景観色彩ガイドラインの位置づけの記述がございます。こちらが若干、前回の記述を修正してございます。前回ですと、景観計画との関係が余り明確ではなかったものですので、位置づけの中ほどで、「杉並区景観計画に示された景観形成基準のうち、色彩に関する項目についてより詳しく解説したもの」ということで修正をしてございます。

そのほか、色彩の基準などにつきましては特に修正をしてございませんので、内容につきましてはのご説明は省略をさせていただければと思います。

景観計画（案）及び景観色彩ガイドライン（案）のご説明につきましては、私のほうからは以上でございます。

会 長                      ありがとうございます。

残る部分は、一応質疑が終わって、もう1回やって、最後に全体としてそれぞれこの審議会の態度を決めるという順になるわけであります。

では、今の景観計画についてご質疑ございましょうか。

多分、極めて大事な事柄については基本的には了承するけれども、今後議論願いたいという書き方になるでしょうし、多少のことは皆さん、直してもらったほうがいいねというようなお話は議事録にとどめて、答申としては基本的に結構であるという言い方ぐらいで、細かなことまで全部答申書に書くのも書き過ぎでしょうから、そのような配慮で進めたいと思いますので、どうぞご遠慮なくお願いします。

委 員                      83 ページに善福寺川のイメージが表示されていますね。今、東京都の河川工事が下流のほうでやられています。あそこで堤防のコンクリートはやめて、なだらかな傾斜のバンクにしたという試みがありますね。あれについて都のほうでは、工事を次にやる場所は公園の中を通るわけですが、その部分の河川についてはそのようなやり方で工事をやることを考えているということを知っています。それとこれはちょっとかけ離れているんじゃないかなという感じがいたしました。

土木担当部長              東京都は、随時、上流部のほうにこれから時間雨量 50 ミリの護岸改修を行っていきます。今のご指摘の区間につきましては景観的にも特に重要であ

るので、今やっているところとはまた違ったようなものをぜひ考えていきたいとは私も聞いておりますけれども、区のほうも和田堀公園のところに縦断がありますので、東京都に今とは違ったような、傾斜の護岸まではなかなか厳しいかなと思いますけれども、緑化もできて、景観に配慮した、みどり豊かな護岸と周辺になるようにはきちんと申し入れて、調整していきたいなと考えております。

まちづくり推進課長 あと、このイメージ図のご指摘ですので、現在ここで記述しているのは、かなり現状を前提に描いた上で、住宅への配慮というようなことを中心に文言を入れてございます。今の委員の下流部の工事の状況なども私ももう1回確認をいたしまして、長い流域の中で皆様にどうご理解いただくかということもございますので、少し現状をもう1回把握して考えさせていただきたいと思います。

会長 よろしいでしょうか。では、83ページの将来にわたる改修、公共事業の可能性を約束事にならない範囲で何かうまく表現できるかということと、82ページに玉川上水のことを思い切って、放射第5号線など整備の際は、統一的な景観形成を図りますと既にもう書いてしまっているわけだから、ある意味では同じような表現でこの東京都が実施する善福寺川護岸改修について、できるだけ景観に持っていくんだという文言でもちょっと工夫すれば足せるかもしれませんね。

では、後でまた整理しますけれども、将来に向けて、82、83ページあたりの親水護岸的なものの表現が工夫できるのではないかというご意見があったと。そういう調子で、幾つかご指摘いただければ……。お願いいたします。

委員 実際にちょっと相談を受けて、裁判をやっている事案で考えられるんですけども、杉並のほうが比較的低層の住宅地だったりするんですが、区界で高層の開発がされてしまうような例もあるし、多分逆のケースもあるのかもしれないんですけども、隣接する自治体との調整をある程度考えて運用していただければと思います。区内だけで完結しないということで運用していただければと思います。

会長 大事な事柄ですけども。

まちづくり推進課長 景観条例の中でも、東京都あるいは近隣の自治体とは必要に応じて協議をするようなことを定めてございます。特に世田谷が先進的な地域でもござい

ますし、密接な事業のかかわりも今後も出てくる可能性がございます。私もどちらかという世田谷区を後追いしているような状態でございますが、今後、そういう区界で景観上何か課題など調整する必要があるれば、積極的に世田谷区や練馬区、あるいは三多摩側の武蔵野市などとも調整をしたいと考えています。

会 長 ありがとうございます。後でまた整理いたしましょう。

3ページと4ページで、委員のご意見によって冒頭にこちらで説明するのはわかりやすいと思いますけれども、4ページのほうの図で、僕も完全に理解できていないけれども、「届出」「通知」からいきなり「工事着手」になっているわけですが、法や条例で許可とか、いろいろな確認、計画通知とか、117、118ページのほうはちょっと質が違いますけれども、その条項が入っていますね。それは当然そういうふうに流れるんでしょうけれども、区民の方や事業者の方が誤解してしまうと……。だから、この「工事着手」の上あたりに、「この間、法あるいは条例に基づく手続きを経て着手」とか、ちょっと括弧書きが入っていたほうが区民の皆さんがこうやってここで通って、すぐ工事着手できてしまうのかという仕組みでもないですよ。ちょっとそんな印象を持ちました。

まちづくり推進課長 ご指摘のとおりでございます。限られた紙面の中でどこまで書くかというのもございますが、確かに届出すればもうすぐに着手できるという誤解を生じる可能性もございますので、少し工夫をしたいと思います。

会 長 括弧で1行入っていれば、一括して何かそういう手続きが別途にありますよと。

ほかにいかがでしょうか。

委 員 区民意見を入れて井草川遊歩道を景観重点地区に指定していただいたという事で、とてもよかったなとうれしく思います。要望ですけれども、今ここに書き加えてくださいという意味ではなくて、井草川遊歩道と同じような性格を持っている桃園川遊歩道、こども将来、景観重点地区としてこの計画に位置づけることを検討していただければうれしいなと思います。それが第1点目です。

それから、第2点目はとてもささいなことなんですけれども、23ページと何ページか2カ所、「自然と科学の散歩道」と書かれている箇所があります。本当に細かいことですが、「散歩道」の「道」が、建設課のほうで出さ

れている出版物や印刷物、井草川の表示板は平仮名の「みち」を使っておられますね。固有名詞なので、どっちかに表記を統一したほうがいいんじゃないかなと思いました。

最後に3点目ですけれども、玉川上水について景観形成重点地区ということですか、要するに、ほかの神田川、善福寺川、妙正寺川は川岸から30メートルを景観形成重点地区にする。玉川上水は中心から100メートルというふうにとっておられます。これは多分、放射第5号線ができることを前提にそういう長さをとったのかなと思いますが、質問ですけれども、ここだけ100メートルにされた意味合いはということなのかということをご質問させていただきたいと思います。以上3点です。

会 長 では、「みち」というのは後で整理していただくということによろしくうございますね。

それと、今後の運用のご要望を1つと、100メートルと30メートルの違いみたいなことをお願いいたします。

まちづくり推進課長 まず、桃園川のほうでございますが、ご意見は承りまして、土木の担当とも少し調整をしたいと思いますが、井草川のほうは遊歩道1号で、ここは唯一遊歩道ということで、桃園川はまたちょっと違う位置づけなものですから、その辺を整理した上で、将来の課題ということでやらせていただきます。

それから、玉川上水の100メートルというのは、もともと東京都が景観計画を持っておりまして、東京都の景観計画の中で中心から100メートルということでございましたので、それを適用して私どももやったものでございます。東京都からなぜ100メートルなのか、放射第5号線が前提なのかは、申しわけございませんが、聞いたことはございません。

会 長 わかりました。

委 員 川の両側に道路が配置されますよね。道路が60メートルだったと思います。両側で60、60で、120メートルそこでとっていると。何かその外側にちょっと緑地が出るのかなというイメージで聞いていたんですが。

まちづくり担当部長 これは杉並だけではなくて、ずっと100メートルでございます。放射第5号線をかぶっているのはうちのところだけなんですけれども、それとは関係なく、玉川上水のところの中心から100メートルの部分についてはずっと景観軸として東京都はとらえているということでございます。

委 員 これは道路を含んでいるわけですね。

まちづくり推進課長 道路につきましてはほとんど 60 メートルということですので、単純に上下で 30 メートルずつということになりますと、片方の 100 メートルのうちの 30 メートルが道路にとられるという計算になると思っております。

会 長 ありがとうございます。

あと、小さなことですが、10 ページ、11 ページで整理されたのはわかりました。しかし、11 ページで宅地の中に凡例で 5 番目に白く「農業」と書いてあって、「練馬 0.2」「世田谷 0.1」というのが当たるのかなという、この宅地の中の「農業用地」というのは、この土地利用調査の定義に従って出てきてしまって全然構わないし、杉並の場合は四捨五入して繰り上げて 0.1 に満たないから書いていないという、そういう理解でいいですか。

まちづくり推進課長 そういうことでございます。やはり練馬や世田谷の場合には、宅地の中に農地が実際にあるということのようでございます。

都市整備部長 恐らく宅地利用の比率の中で「農業」といったときには、例えば農業用の資材、機材を収納する倉庫とか、何らかの形での建造物の敷地というふうに普通は考えてよろしいかなと思います。実際に耕している土地は完全に農地のほうになるわけですので、そのようにご理解いただいて間違いないかなと思います。

会 長 では、大きな農家が自宅のわきにそういうフレームみたいなのを建てて農耕具なんかを入れていたり、倉庫をつくっていたりということですね。もし可能なら、表外にごく小さい注記で、この図の「農業」はこうであると括弧書きしておいてもらったほうが、こっちを見て「農用地」で、こっちでまた「農地」というのも何となくよくわからないので……。いや、微細なことです。

委 員 8 ページ、9 ページに基本理念が 4 つ挙げてあるわけですね。1 のみどりと 2 の水と 3 の駅とあって、4 番目に賑わいや文化という話が 1 つの基本ポイントとしてあります。ちょっと私には意見にも書いたかもしれないんですけども、景観づくりの区域の中にお祭りの 例例えばジャズフェスティバルであるとか、何かああいう季節のイベントみたいなことを落とし込むとか、それがもうちょっと具体的に、ソフトの話ですけども、ハード面との一体性、例例えば阿佐ヶ谷で言うと、ちょっとした広場が北口にあったりしますので、あそこでジャズをやったりするみたいなことが少し季節感、あるいはお祭り、

そういう遊び的な要素が杉並の非常に大事な生活の潤いになっているみたいな話が、景観の話で少し地図に落とし込めたらいいなど。例えば神社がどこにあって、そこはお祭りをやるとか、何かそういう季節感のある景観みたいな話をどこかで入れられたいなという感じがするんですね。

まちづくり推進課長 前回もそのような趣旨のご意見をいただいていた、私どもの整理の中では例えば阿佐ヶ谷で申し上げますと、42 ページから 45 ページまでが阿佐ヶ谷のゾーンの特徴などを示してある部分なのでございますが、確かに地図上はちょっと細かくて、そういうイベントなどは落してはございませんが、44 ページのほうに(3)で「景観特性」を示してございます。

その中で、「生活的要素」という整理なんですけど、七夕とか、ジャズストリートを言葉として入れてあります。ここに限らず、ほかの地域でも私どもが把握できた範囲では地域のお祭りなども言葉として入れてございます。もう少し何か工夫がということであれば、今おっしゃられた地図とか、今お聞きしていて、例えば写真などで七夕の写真でも入れるとよかったかなと思いましたが、いかがでございましょうか。

会 長 これの趣旨を生かせば、9 ページの文章をまた余り長くするのもあれだけれども、そういう文化のイベントがさまざまにあるということが、まちの景観、空間的なものと相まってというか、そういう文化と景観が複合的に、ソフトとハードみたいなものが一体的により結果を目指していくみたいな、多少文章的にそういう、文化と言いつ放しではなくて、それが空間に反映していき、また、空間が文化に反映していくというような相互作用があるだろうという、そういうご趣旨ですね。

委 員 さっきもちょっと言いましたが、例えばちょっとした街角広場みたいなことが、普段は普通の広場だけれども、お祭りのときはそこがジャズのスペースになるとか、クラシックで言えば、あるときは荻窪の文化会館の前がそういうイベントにも使えますみたいな、ハードとソフトがまちの中で少し見方として豊かになっていくみたいな、言葉で言うのは簡単で、実際はどう表現するか難しいと思いますけれども、割とその辺が大事かなという気がします。

まちづくり推進課長 平成 19 年当時、懇談会の中でご意見をいただいたときはそういう文化のようなお話がございまして、例えば今回、もうちょっと全体の部分になりますが、先ほどのグラフの後、12 ページに「楽しい文化」ということで、七夕や荻窪音楽祭なども若干記述をしてございます。今後、区民の皆様や事業



者の方に、窓口などでその地域での事業、あるいは建築などのお話をする際にはこういう部分もご覧いただきながら、そのまちの様子を知っていただくことが必要かなとは思ってございますので、窓口などでの工夫もしていきたいと思えます。

委員 4ページのところに、これは会長からもご指摘がありましたが、建築行為を行う際のフロー図というのがありまして、後段のほうに各種の法定手続きが入るということになりましたが、景観の場合は建築確認申請とか、ほかの法に基づく手続きがないものがかかり出てくると思うんです。例えばマンションの色の塗り替えとか、大きな商業ビルでテナントがガラッと変わる。

他区の事例を見ていると、その際に、景観計画に適合していない例が把握できない事例がかかりあるようなんです。リフォーム業界とか、ディスプレイ業界とかいうようなところが対象になると思うんですけれども、そういったところに注意喚起の意味で、「建築行為」とざっくりと書いてしまうと、確認申請を伴っていないものがかかり漏れてしまうと思えますので、そういった記述がちょっとあるといいのかなということです。

それから、後段の普及啓発のところ、比較的区民向けの普及啓発というのは杉並区は充実していると思うんですが、業界向けの普及啓発も今後必要になってくるのかなと感じておりまして、そういったところが少し表現できると、より実効性の高いものになってくるのかなと感じました。

会長 ありがとうございます。確かにそうですね。

まちづくり推進課長 今ご指摘の確認外のケースなども想定して、このフロー図につきましては少し記述を加えてみます。

あと、業界向けの普及啓発につきましては、また少しどのようにしたらいいかというのも含めて私ども考えていきたいと思えます。これから運用していく中でまたいろいろ出てくるかもしれませんが、後半の資料編で「みどり豊かな住宅都市における景観づくりの基本等」という資料をつくってございますが、この部分につきましては場合によっては業者の方にも見ていただいて、お話を窓口でさせていただければとは思ってございます。

会長 よろしくお願ひします。

景観計画(案)について、議事録に書かれたものが、今後、運用等の時の要望的なものになる可能性がありますので、委員の皆様のご意見を整理

しますと、隣接自治体との境界のところの調整に努めてもらいたいこととか、桃園川緑道等、今後、追加、重視していくべきものがあると思われるということと、今の最後の業者さん向けによくPRや、とりわけペンキの塗り替えみたいな 武蔵野の例のなんていうのは、こういうのがあると塗り替えられなくなっちゃうんですね。一定の中でしょうからね。そういう確認にならないものも含めて業界向けのPRや、よく理解してもらい、協力してもらうことが大事だろうと。

それらが要望事項としてあって、具体的に直していただくのは今のことも含めて、4ページの工事着手に至る少し手前に、これも今のご指摘のようにいろいろ多様でありそうですけれども、一言で言えば、いきなり工事着手じゃないよという基本的なもので、またそれらは別のページをごらんくださいでも何でもいいですが、何かそのようなことをやってもらう。

それから、11 ページ目の凡例の「農業」にちょっと注記をしていただけたらよろしいと。

それから、戻ってしまいますけれども、9ページの季節感のあるイベントというソフトと、それが空間のハードのほうと高め合うようなことをどう文章にするのか。あるいはプチ公園みたいなものをちょっと写真で入れて、こういう空間でイベントが行われて、日常的には広場になっているというような写真があってもいいのかもしれないね。そういうイメージが伝わる工夫をお願いしたい。

あと、82、83 ページは、将来、護岸改修が何らかの形で予想されるわけだから、それをよりよいものに再整備していくというイメージもここで伝えていただきたい。その3カ所は議決事項ではなくて、今みたいに議事録にとどめるという範囲かと思えますけれども、最後にもう1回確認します。

では、またこの景観計画(案)の本体に戻ってもらうことも後であってよろしいですけれども、とりあえず次の「杉並区大規模建築物景観形成指針(案)」及び「杉並区公共施設景観形成指針(案)」の説明をお願いするということにさせていただきます。

まちづくり推進課長 それでは、「杉並区大規模建築物景観形成指針(案)」と「杉並区公共施設景観形成指針(案)」につきましてご説明をさせていただきます。

まず、資料4の「大規模建築物景観形成指針(案)」をご覧ください。1枚おめくりいただきまして、目次がございます。7月のと

きと比べまして、若干ページが変わってございますが、全体の構成としては特に変更はございません。

そして、1枚めくっていただきまして、1ページの「大規模建築物の景観形成指針の位置づけと目的」でございます。こちらにつきましては、延べ面積 3,000 平米以上の大規模建築物を対象として、良好な景観づくりを推進するための指針だということで、景観計画とこの指針に基づいて事前協議をするということを宣言してございます。この記述は特に変更はしてございません。

次に、3ページをごらんください。2ページから「事前協議の目的」などを記述してございますが、3ページで3、「景観づくりの視点」の(4)「みどりを充実する」という項目を新たに追加いたしました。大規模建築物を建築する際のみどりに対する視点を盛り込んだほうがいいということで、今回加えたものでございます。

それから、5ページをご覧ください。こちらが事前協議をする際の景観形成指針になります。

そして、変わったところでございますが、めくっていただきまして、7ページでございます。「建物の規模」として、として「高さの考え方」を示してございますが、「なだらかなスカイライン」ということで、ビルの立ち並んでいる写真がございましたが、1つの参考例として写真を追加いたしました。

それから、10ページをご覧ください。「色彩」ということで、「色彩はまちなみに調和したものとし」という記述が最初でございます。そして、「景観計画に示す景観形成基準の色彩基準に『努める』」という表現でしたが、『適合させる』という記述に変更してございます。

そのほか、写真などの入れかえなども若干ございましたが、大規模建築物の記述につきましては、変更はほかにはございません。

次に、公共施設の景観形成指針のほうに参ります。資料5の「杉並区公共施設景観形成指針(案)」をご覧ください。こちらも1枚めくっていただきまして、目次がございます。全体の構成といたしましては、7月の段階と項目などは変わってございません。

そして、めくっていただきまして、1ページでございます。「公共施設景観形成指針の位置づけと目的」でございます。こちらにつきましては、公

共施設の整備をする際の指針として定めたものでございます。公共の建築物や公園などをつくる際に、この指針に即してつくるということで宣言をしてございます。

記述の中ほど、下寄りでございますが、「事前協議は、当面、区立施設を対象としますが、国や東京都その他公共団体が整備する施設についても本指針に即した整備に努めてください」という部分を追加してございます。当面、区の施設につきましてはこの指針を適用して整備に努めます。それ以外の国や自治体の施設につきましては、この指針については、策定後、送付をいたしまして、努めていただくように働きかけをしていきたいと考えてございます。

それから、飛びまして4ページをご覧ください。4ページは、前ページから続きます事前協議から景観づくりの視点を先ほどの大規模建築物に準じて構成してございますが、中ほどに(4)「みどりを充実する」ということで、こちらも加えてございます。公共施設を設置する、あるいは改修をする際にもみどりについては配慮する必要があるだろうというご意見をいただきましたので、改めて視点の中に1つの項目を加えてございます。

それから、5ページからが景観形成指針でございます。次に10ページにやはり として「色彩」がございまして、こちらにつきましても、努力規定のような『努める』ということで以前は記述してございましたが、「色彩基準に『適合させる』』という記述に改めてございます。

それから、14ページでございます。14ページにつきましては、中ほどに「擁壁」の記述がございまして、その中の「 」で示した3つの項目が整理をされてございます。ここが以前の記述と修正をした部分でございます。「 」の2つ目でございますが、「擬石を使用したり、コンクリートには化粧目地を施すなど、表面処理を工夫する」という表現などに変えてございます。

公共施設の景観形成指針の修正部分につきましては以上でございまして、先ほどの大規模と同じように、若干写真などの修正はございますが、おおむね7月にご説明した内容でございます。

景観形成指針(案)につきましては以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、引き続いて質疑をお願いいたします。

委員 たまたま目についたんですが、この指針の内容についてというよりも、今後の取り組みの中で配慮していただきたいことと考えていただいたほうが良いと思いますが、公共施設について、前段で審議をしました「景観計画（案）」の例えば1ページに写っている写真とか、110ページの景観重要道路、景観重要公園に写っている写真の中に、区が整備していると思われるポール類とかのたぐいでかなり色が鮮やかなものがある、実はこういった重要な場所の景観を公共施設がかなり乱しているようなところもあるのではないかと感じられるところもあって、景観計画を策定するというのは非常にいい機会ですので、こういう特に重要だと思われるところについては少し優先順位をつけて色の塗り替えをしてみるとか、そういうことも普及啓発につながるのではないかと思います。あくまで意見です。

会長 ありがとうございます。今のはよろしいですね。変えるときにやるというだけじゃなくて、確かにもうちょっと工夫があれば全体がよくなるのにみたいなのは、先行して何か手を打っていききたいというご要望ですね。

まちづくり推進課長 わかりました。写真などは現状でございますので、その辺はご理解いただいた上で、今後はどういうふうに変更していくかというのは担当の所管課とも打ち合わせをさせていただきます。

委員 杉並というのはみどりが非常に大切な要素であるというのは読んでよくわかることですが、例えば公共施設を中心に特別の予算を組んでいるかと言うとおかしいですが、建物周辺とか、あるいは公共的な道路の樹木とか、多少重点予算みたいなものが杉並区の場合は何か考えられているのですか。質問ですけれども。

まちづくり推進課長 この景観計画を策定するに当たってという意味合いでございましょうか。

委員 というか、これから少しそっこのほうに積極的に予算を充てていくというような、そういうことを先進的にどんどんやっていくみたいなことが、こういう公共施設は先導事例として非常にいいのではないかと思いますけれども、予算の一部を重点的に充てることは可能ですか。

まちづくり担当部長 建てる場所は、予算上、所管課のところに全部予算はついてきますが、これから事前協議が公共施設は全部入りますので、例えば建物を建てるのであれば、その点も踏まえて、予算の一部をそちらに重点的に回してもらうことはやはりできると思います。全体の中で、そこだけプラスというわけにはなかなかいかないかと思いますが、全体の予算をそちらに重点的に配分して

設計をしていくということは可能ではないかと思えます。十分にその打ち合わせということ、もうこれは指針ができましたので、やっていきたいと思っています。

委員 よろしくお願ひします。

会長 本当は基金みたいなものがたまっていて、民間も含めて何かちょっと背中を押してあげられるようになっていくといいですね。

委員 昔からここで議論があった例の屋敷林の保護みたいな議論がありますよね。ああいうところにも、少し行政が一步踏み込んで屋敷林を残すような方法がないのかなといつも思うんですけども。

土木担当部長 今、私どものほうでみどりの基本計画の改定をしています。その中でやはり屋敷林の保全については重点事項でありまして、今、東京都も一体となってどうするかという議論をしております。屋敷林は300平米以上でもかなりありまして、その中の重要なものをある程度絞り込まなくてはならないということで、実態調査をきちんとして、どういうものがいいのが優先度をつけて、そういう中でいろんな施策、保護樹林にしたり、特別緑地保全地区にしたり、いろんな制度を当てはめながら、長い年月をかけてきちっと保存していくように今後はやりたいと、そういう制度設計をしたいと思っております。

会長 ありがとうございます。そのほか、前の景観計画(案)本体も含めて、おむねの議論は行われたということにさせていただいてよろしいですか。

委員 今回の屋敷林に関係するところで、「景観計画(案)」の12ページに、杉並区は1人当たりの公園の面積が1.83平米で、23区で1番低いというので、以前からそういう話は出ていると思うんです。今のお話があったように、屋敷林が結構多くて、そのみどりが多いのでみどりが多いというイメージがあるんですが、目標みたいなものはここに書いていないんですけども、その辺のところのイメージがあれば書いていただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

土木担当部長 それぞれ公園は幾つにしようとかいうのはもうあります。例えば、今は区民1人当たり1.9平米ぐらいしかないんですが、5平米というのは持っております。なかなか達成率は厳しいんですけども、そういうのは持っています。

都市計画課長 今、土木担当部長が言いましたけれども、今、みどりの基本計画を見直し

ていまして、その中で具体的な目標数値を議論している最中ですので、その中で盛り込んでいければと思います。

まちづくり推進課長 景観計画のほうは、その時点、その時点での内容になってございますので、今、みどりのほうもそういう動きの中で、今回、今の記述の中では目標はまだ挙げられていないという状況でございます。ですから、景観計画自体がいろんな状況に応じて、今後私どもは必要に応じて修正はしていこうと考えてございます。その際には、本審議会の委員の皆様にも変える部分をお見せして、ご意見をいただいて、適宜変えていきたいと思っています。ですから、みどりの部分なども今後そういう取り組みの展開で変わってくるようであれば、景観計画自体も見直しをして、住民の皆様にもご覧いただくような形にしていきたいと思っています。

会 長 よろしいでしょうか。

後半部分についての委員の皆様のご意見等の整理ですが、文章の訂正というよりは今後の進める中でということで、公共施設のポイントだけでも色彩調整していただくというような、大きな工事じゃなくてもできて、かなりよくなるようなことにも心がけていただきたいということとか、屋敷林も含むみどりの充実の支援のことも心がけていただきたい。それから、みどりの基本計画は今策定中ということだそうですが、それを今後また景観計画にも必要な範囲で反映していくよう要望するというようなことだったかと思います。

さて、それではどうでしょうか。先ほど前半の景観計画（案）について2～3工夫をしてほしいということは要望として議事録に残りましたので、一応きょう諮問された3つの提案に対して基本的にこれでよろしい、了承するとさせていただいた上で、今後また修正が、都市計画審議会でも少し意見が出たりすると思いますので、相互的に勘案していただいて進めていただくということを申し述べ添えて、これをもって承認とし、答申書を作成して、区長に渡すという形式になると思いますけれども、そんなことでよろしゅうございますか。

数え挙げれば、ああ、あれもあつたというのがまだ見直すと出てくる可能性も多分ありますので、運用への要望と工夫への要望があつたことは議事録にとどまっているという前提でよろしく進めていただき、基本的には了承とさせていただくことでそれよろしゅうございますか。

<委員了承>

ありがとうございました。

では、この3つの今日の大きな議案は終わりました。副会長は杉並区の一連のこれだけではありませんけれども、5年ぐらいは少なくとも最初のスタートからかかわっていらっしやるので、ここまで来た感慨も含めて一言お願いいたします。

副 会 長

今、会長からお話がありましたように、まず最初、たしか大規模建築物景観形成指針、それから公共施設景観形成指針、ガイドラインづくりということからスタートしたと思います。やっとそのころの議論がこういう形でまとまって、特に景観計画ができたことによって、こういったガイドラインも日の目を見るということで、そういう意味では非常にこれまでの議論が報われるのかなとは思っています。

ただ、特に公共施設景観指針などについては、逆に公共サイドで異なる部局のいろんな事業を調整しながら、これが具体的に進められるかというところが非常に期待しているところでもあるし、結構難しいところでもあるのかなと思います。そこである程度の成果が見えると、それはそれで本当に区のいろんな景観に対する取り組みそのものが刺激されていくということにもなると思うので、そういう意味では範を示すという意味でも、まず公共施設の景観形成指針をぜひ積極的に進めていただけたらなと思っています。そういう意味では、こういう準備をしておいたので、意外とワンセットでうまく、かなり早い時期にできたということだろうなと思っています。

あとは、これは今日の議論とは別にですけれども、景観計画はできたということではあるんですけれども、一方で啓発と言って、行政の側から区民に対して景観の重要性を働きかけていくのも非常に大事だと思うんですが、一方で市民の側からのいろんな活動をどうやってくみ上げていくかということも非常に大事なのかなと思っています。例えば景観重要公共施設とか、あるいは建造物とかということについても、基本的には区がある程度リストアップして、また今後加えていくということではあると思いますが、今日もありましたように、市民側からも井草川の遊歩道を加えてというお話があって、その活動がまたこういう中に反映されていくというプロセスも今後まだやっていく必要があるのかなということは感じています。



例えば世田谷は風景条例でしたか、その中で世田谷の風景資産というように、逆に言えば区民の側からかなり風景資産を、あるプロセスを経て資産のリストに加えていくということをいろいろやっていますし、たまたま今でも思い出すのは、最初にご議論を始めたときに「杉並百景」という非常に立派なものをいただいたのを覚えているんですが、あれはある意味で区民側から見たときの杉並の大事な景観の幾つかだと思えます。ああいうものが市民側から見て、もう少しこの中に今後まなくみ上げられるというようなこともあわせて、計画ができた後の話、計画が具体的に施行された後の話かもしれませんが、少しそういった視点も踏まえてやっていくことが必要かなということは感じています。何とかここまで来たということで、非常によかったなと思っております。

会 長            そういうベースがあったので、大変充実したものができましたし、今言われたような先導的に、積極的に、継続的にということでございます。ひとつよろしく願いいたします。

                  それでは、今日の審議事項はすべて終わりましたので、事務局のほうからお願いいたします。

まちづくり推進課長   ご審議ありがとうございました。いろんなご意見を承りましたので、今後、またもう少しハードルがございます。冒頭申し上げましたが、都市計画審議会、あるいは区議会にもご報告をして、最終的に平成 21 年度の末までには決定をして、平成 22 年度に公表して、運用を始めるということになります。まだまだいろいろ初めてのところでもございますので、ほかの自治体などの例も見ながら、試行錯誤でございますが、また引き続き本審議会でいろいろな事項をご審議していただくことにもなってございますので、またお集まりいただくことになると思います。

                  次回の審議会につきましては、今のところ案件の予定はございませんので、審議会の内容や日程などが決まりましたら、ご連絡をして開催させていただくということになると思いますので、よろしく願いいたします。

                  ただ、どちらにいたしましても、景観計画などが決定いたしましたら、また委員の皆様には内容につきましてご報告を適宜させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

                  私からは以上でございます。

会 長            ありがとうございました。

それでは、各委員から特にご発言がなければ、これで平成 21 年度第 3 回杉並区まちづくり景観審議会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

了 (11 時 18 分)